

令和4年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月7日）

○出席議員

- 1 番 尾 野 浩 士
- 2 番 米 田 利 彦
- 3 番 村 田 茂
- 4 番 板 東 絹 代
- 5 番 立 井 武 雄
- 6 番 佐 藤 道 昭
- 7 番 森 谷 靖
- 8 番 藤 枝 善 則
- 9 番 佐 藤 富 男
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 川 田 修
- 12 番 佐 藤 禎 宏

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	吉田直人
副町長	富士雅章
教育長	丹羽敦子
総務部長	松下師一
民生部長	鈴谷一彦
教育次長兼社会教育課長	原田賢
産業建設部長	吉崎英雄
総務課長	入口直幸
税務課長	藤田弘美
危機管理課長	池田和史
チャレンジ課長	袴田智香
長寿社会課長	山下真穂
住民課長	佐藤友美
福祉課長	宮本早苗
学校教育課長	河野歩美
上下水道課長	石森典彦
産業環境課長	谷本富美代
環境センター所長	飯田雅章
建設課長	永井義猛
監査委員	日根啓一

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	多田雄一
議会事務局係長	森吉梢

令和4年松茂町議会第3回定例会会議録

令和4年9月7日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 同意第 4号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第4 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 報告第 3号 令和3年度健全化判断比率の報告について
- 日程第7 報告第 4号 令和3年度資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第 5号 町の私債権放棄の報告について
- 日程第9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
専決第 5号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第25号 松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第26号 松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 令和3年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第13 議案第28号 令和3年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第14 議案第29号 令和4年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第30号 令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第31号 令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第32号 令和4年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第33号 令和4年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 認定第 1号 令和3年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 認定第 2号 令和3年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

- 日程第21 認定第 3号 令和3年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第22 認定第 4号 令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第23 認定第 5号 令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第24 認定第 6号 令和3年度松茂町水道特別会計決算認定
- 日程第25 認定第 7号 令和3年度松茂町下水道特別会計決算認定

令和4年松茂町議会第3回定例会会議録

第1日目（9月7日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和4年松茂町議会第3回定例会の開催をお願いいたします。

まず初めに、佐藤議長からご挨拶がございます。

○議長【佐藤禎宏君】　皆さん、おはようございます。令和4年松茂町議会第3回定例会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

台風11号、心配をしておりましたが、大きな被害もないようでした。また、今年の夏は異常な天候とも言える暑い日が続きましたが、9月に入りましてようやく秋の気配を感じるようになってまいりましたが、日中まだまだ残暑が厳しいようですので、体調の管理、健康の管理に十分気をつけていただきたいと思います。

本日、第3回定例会を開会いたしましたところ、議員の皆様には、全員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、町から吉田町長はじめ、各部長、課長のご出席をいただいております。ありがとうございます。第3回定例会に提出される議案につきましては、この後、町長から提案理由の説明がございますので、十分にご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、令和4年松茂町議会第3回定例会は成立いたしました。

ただいまから令和4年松茂町議会第3回定例会を開会いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長から招集のご挨拶がございます。

○町長【吉田直人君】　皆さん、おはようございます。

朝夕、秋の風を感じるようになってまいりましたが、今年の夏は非常に暑いというか、猛暑でございました。それに加えて、線状降水帯などによる豪雨災害など、地球温暖化と思われるような異常気象が非常に多発してまいりました。このことから、地方自治体におきましても、地球環境問題というような形にもこれからは取り組んでいく必要があ

るんじゃないかと、そのように感じております。コロナにおきましても、第7波の真っ最中でございます。定例会の中におきましても、議員の皆様におかれましては、十分ご留意をいただきながら、本会議の審議を望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、松茂町議会第3回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、このたびの定例会に上程いたします案件につきましては、同意2件、諮問1件、報告3件、承認1件、議案9件、認定7件の23件となっております。議員の皆様におかれましては、慎重なる審議をお願いいたしまして、全案件が可決決定を賜りますようお願いを申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から、毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」についてを行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番米田利彦議員、及び3番村田茂議員を指名いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、9月7日から9月21日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】　異議なしと認めます。

よって、会期は9月7日から9月21日までの15日間と決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】　　続きまして、日程第3、同意第4号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

丹羽教育長はここで退席をお願いいたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　　それでは、令和4年第3回定例会に上程いたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、教育委員会委員長の任命につきましては、教育長として在任中の丹羽敦子氏が、この9月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、丹羽敦子氏を教育委員会教育長に任命いたしたいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、丹羽氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長【佐藤禎宏君】　　町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】　　これから採決に入ります。

同意第4号「教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】　　異議なしと認めます。

よって、同意第4号「教育委員会教育長の任命について」は、原案のとおり可決決定いたしました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時09分小休

午前10時10分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

続きまして、日程第4、同意第5号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 続きまして、同意第5号、教育委員会委員の任命につきましては、教育委員として在任中の吉田喜久雄氏が、この9月30日をもって任期満了となります。つきましては、引き続き、吉田喜久雄氏を教育委員会委員に任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、吉田氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧いただき、ご同意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長【佐藤禎宏君】 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【佐藤禎宏君】 これから採決に入ります。

同意第5号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、同意第5号「教育委員会委員の任命について」は、原案のとおり可決決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、現在、人権擁護委員として在任中の豊永明久氏、片岡芳人氏、井筒伸二氏、藤本理世子氏の4名が、令和4年12月31日をもって任期満了となります。豊永明久氏、片岡芳人氏、井筒伸二氏の3名につきましては、引き続きの推薦を、また、藤本理世子氏のご退任されますことから、新たに松井礼子氏を推薦したいと考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、各氏の経歴につきましては、参考資料に添付いたしておりますので、ご覧をいただき、推薦にご同意をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議事の都合により、小休いたします。

午前10時14分小休

午前10時16分再開

○議長【佐藤禎宏君】 小休前に引き続き、再開いたします。

これから採決に入ります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付いたしました意見のとおり答申することに決定いたしました。

○議長【佐藤禎宏君】 続きまして、日程第6、報告第3号「令和3年度健全化判断比率の報告について」と、日程第7、報告第4号「令和3年度資金不足比率の報告について」の報告2件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 引き続き、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号、令和3年度健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の

健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を議会に報告するものでございます。表の下段、早期健全化基準として各指標の基準値を表示してございますが、4つの指標のうち1つでも基準値を超えた場合は、早期健全化団体とみなされ、外郭監査のほか、財政健全化計画の策定が義務づけられます。

本町の場合、令和3年度実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において赤字額がないため、決算において負の値となっております。実質公債費比率はマイナス3.0%で、前年度のマイナス3.6%から若干悪化しているものの、依然として低い比率を保っております。将来負担比率につきましても、将来支払わなければならない借入金などの負担金額よりも、その支払いに充当可能な現在の基金残高が大きいいため、計算上、負の値となり、数値に表れません。このことから、令和3年度財政状況は健全なものとして判断をいたしております。

次に、報告第4号、令和3年度資金不足比率の報告につきましては、地方公営企業の経営状況を示す指標といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を議会に報告するものでございます。

松茂町の公営企業であります。松茂町水道特別会計、松茂町下水道特別会計につきまして、いずれも資金の不足額はございません。このことから、令和3年度地方公営企業の経営状況は健全なものとして判断されます。引き続き、健全な運営に努めてまいります。

この後、報告第3号及び報告第4号につきましては、日根代表監査委員からの報告がございまして、よろしく願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、議題となっております報告第3号及び報告第4号について、日根代表監査委員から報告を求めます。

日根代表監査委員。

○監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、報告第3号、令和3年度健全化判断比率の報告についてと、報告第4号、令和3年度資金不足比率の報告について申し上げます。

まず、報告第3号、令和3年度健全化判断比率の報告についてであります。議案参考資料の5ページから7ページになりますので、5ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された

令和3年度健全化判断比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり、意見書を付けて報告します。

審査の概要についてであります。財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及び査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、議会選出の佐藤道昭監査委員とともに、令和4年7月28日に実施しました。

審査の結果であります。総合意見としまして、審査に付された下記、表の健全化判断比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算のため、良好であります。実質公債費比率につきましては、令和3年度実質公債比率はマイナス3.0%となっております。前年度がマイナス3.6%でありますので0.6ポイント悪くなっておりますが、早期健全化基準の25.0%と比較しますと大幅に下回り、良好と認められます。将来負担比率については良好であり、特に意見はございません。よって、良好な数値を維持することにより、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

続きまして、議案参考資料の8ページから9ページになりますので、8ページをお開きください。

報告第4号、令和3年度資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度資金不足比率並びにその査定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を付けて報告します。

審査の概要についてであります。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、議会選出の佐藤道昭監査委員とともに、令和4年7月28日に実施しました。

審査の結果につきましては、総合意見として、審査に付された下記、資金不足比率及びその査定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

個別意見でございますが、資金不足比率について、水道特別会計、下水道特別会計、全て資金の不足額がなく、特に意見はありません。良好であります。是正改善を要する事項につきましては、特に指摘する事項はありません。よって、良好な数値を維持することに

より、財政が極めて健全な自治体であると認められます。

以上で、報告第3号、第4号の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　これで、報告第3号及び報告第4号の報告を終わります。

○議長【佐藤禎宏君】　続きまして、日程第8、報告第5号「町の私債権放棄の報告について」を議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】　引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号、町の私債権放棄の報告につきましては、松茂町私債権管理条例第14条第1項の規定により、町の私債権について放棄をしましたので、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

○議長【佐藤禎宏君】　吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

石森上下水道課長。

○上下水道課長【石森典彦君】　失礼いたします。それでは、議案書の6ページをお願いいたします。

報告第5号、町の私債権放棄の報告について、松茂町私債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、別紙のとおり放棄をしたので、同条第2項の規定により報告するというものでございます。

恐れ入ります、次の7ページをご覧ください。

別紙の債権放棄一覧表となっております。放棄した債権の名称は、水道使用料でございます。放棄した債権の額としまして7,260円。件数は4件、該当者は1名となっております。放棄した理由は、第2号該当の破産となっております。

以上が、水道使用料に係ります町の私債権放棄のご報告となります。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】　続きまして、日程第9、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第25、認定第7号「令和3年度松茂町下水道特別会計決算認定」までの承認1件、議案9件と認定7件を一括して議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、続きまして、提案理由のご説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるとのことです。

承認をお願いいたします専決第5号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の組替えを行うものであります。この補正予算は、ロシアの軍事侵攻を受けてウクライナから松茂町へ避難されたご夫婦の生活を支援するための予算であります。

続きまして、議案第25号、松茂町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和3年6月9日に施行されたことに伴い、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女共に仕事と育児等を両立できるようにするため、父親の産後育休等が取得できるように所要の改正を行うものであります。

次に、議案第26号、松茂町議会議員及び松茂町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公費負担に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、市町村の選挙運動の公費負担も国に準じて行うこととされているため、それぞれの単価を引き上げる改正を行うものであります。

次に、議案第27号、令和3年度松茂町水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和3年度の水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として1,000万円、建設改良積立金として2,000万円の計3,000万円を積立てましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるとのことです。

次に、議案第28号、令和3年度松茂町下水道特別会計未処分利益剰余金の処分につきましては、令和3年度の下水道事業における未処分利益剰余金のうち、減債積立金として1,000万円、建設改良積立金として1億円の計1億1,000万円を積立てしました

ので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号、令和4年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,454万7千円を追加し、補正後の予算の総額を66億7,691万9千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業に係る国庫支出金3,377万3千円、国・県の教育費補助金を合わせて360万円などを増額補正し、歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種費で、5回目のワクチン接種に関する経費として3,377万3千円、庁舎内にセルフレジを導入するための経費として財産管理費で690万円などを計上するものであります。

次に、議案第30号、令和4年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ438万4千円を追加し、補正後の予算の総額を15億6,627万9千円とするものであります。

歳入といたしましては、一般会計繰入金として438万4千円を増額補正し、歳出といたしましては、総務費・システム改修委託料・職員給与等として、歳入同額を増額補正するものであります。

次に、議案第31号、令和4年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,648万9千円を追加し、補正後の予算の総額を11億2,169万1千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金として3,749万6千円を増額補正し、歳出の主なものといたしましては、一般会計繰入金返還金1,672万9千円、県支出金返還金1,027万8千円などを増額補正するものであります。

次に、議案第32号、令和4年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ269万4千円を追加し、補正後の予算の総額を2億424万円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として269万4千円を増額補正し、歳出といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金126万9千円、諸支出金として、令和3年度事業の精算により、一般会計繰入金返還金142万5千円を増額補正するものであります。

次に、議案第33号、令和4年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第1号）につ

きましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ231万9千円を追加し、補正後の予算の総額を1,508万円とするものであります。

歳入といたしましては、前年度繰越金として231万9千円を増額補正し、歳出といたしましては、予備費として歳入同額を増額補正するものであります。

引き続き、認定をお願いする令和3年度決算につきまして説明申し上げます。

まず、認定第1号、令和3年度松茂町一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が74億6,379万7,669円で、歳出の総額は73億953万2,316円となっており、歳入歳出差し引き1億5,426万5,353円を令和4年度に繰り越しいたしました。このうち、繰越明許費及び事故繰越として1,663万円を令和4年度に特定財源として繰り越し、その結果、実質収支は1億3,763万5,353円となっております。

次に、認定第2号、令和3年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が15億7,141万5,462円で、歳出の総額が15億4,170万3,341円となっており、歳入歳出差し引き2,971万2,121円を令和4年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第3号、令和3年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が11億2,796万3,708円、歳出の総額が10億3,832万2,129円となっており、歳入歳出差し引き8,964万1,579円を令和4年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第4号、令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1億9,203万1,616円で、歳出の総額が1億8,933万6,388円となっており、歳入歳出差し引き269万5,228円を令和4年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第5号、令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算の概要につきましては、歳入の総額が1,511万4,153円で、歳出の総額が1,236万1,244円となっており、歳入歳出差し引き275万2,909円を令和4年度に繰り越しいたしました。

次に、認定第6号、令和3年度松茂町水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要について、収益的収支における水道事業収益は4億1,620万9,495円

に対し、水道事業費用は、3億8,046万3,128円で、消費税を考慮した結果、3,574万6,367円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額7,402万3千円に対し、支出額1億6,023万3,035円で、収支不足額8,621万35円につきましては、主に過年度損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

以上が決算の概要でございますが、今後も、水道事業運営につきましては、安全で安定した水の供給を図るため、健全な運営に努めてまいります。

最後に、認定第7号、令和3年度松茂町下水道特別会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

決算の概要について、収益的収支における下水道事業収益は4億9,782万4,644円に対し、下水道事業費用は、3億8,719万5,545円で、消費税を考慮した結果、1億1,062万9,099円の純利益がありました。

次に、資本的収支につきましては、収入額、支出額同額の3億5,790万6,709円でありました。

以上が決算の概要でございますが、今後も、下水道事業運営につきましては、健全な運営を図るため、効果的な面整備と施設の維持管理に努めてまいります。

これら7件の歳入歳出決算につきましては、去る7月22日から28日のうち、4日間にわたりまして、松茂町監査委員の決算審査を受け、ご承認を賜っておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上が議案9件及び認定7件の提案理由であります。ご審議の上、可決決定賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

続きまして、認定第1号から認定第7号までについて、日根代表監査委員から監査結果の報告を求めます。

日根代表監査委員。

○監査委員【日根啓一君】 それでは、議長の許可がありましたので、認定第1号、令和3年度松茂町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第7号、令和3年度松茂町下水道特別会計決算認定までの審査について、報告いたします。

議案参考資料の26ページから27ページをご覧ください。

令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、地方自治法

第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度の各会計決算を審査した結果、次のとおり意見書を付けて報告します。

審査に付された決算、令和3年度松茂町一般会計歳入歳出決算、令和3年度松茂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度松茂町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和3年度松茂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和3年度松茂町長原渡船運行特別会計歳入歳出決算、令和3年度松茂町下水道特別会計決算、令和3年度松茂町水道特別会計決算、以上の決算書について審査をいたしました。

審査の期間につきましては、令和4年7月22日から7月28日までの4日間、実施しました。審査の方法については、令和3年度歳入歳出決算書及び関係書類、証拠書類等を議会選出の佐藤道昭監査委員と調査するとともに、審査の過程に応じて担当職員の補足説明を求め、予算の執行状況、会計経理事務の適否等を試査の上、収支係数の正確性について審査を行いました。

審査の結果につきましては、諸規定に準拠し、当年度において決算は適正なもの認められます。

ただし、次の諸点については一層の努力を望みます。

一般会計の状況については、歳入については、前年度より約27億6,500万円、27.0ポイント減、歳出は約26億8,800万円、26.9ポイント減となっております。前年度と比較して減額の大きな理由は、防災関連として、防災行政無線デジタル整備や新交流拠点施設関連事業などの大型事業を終え、普通建設事業費が減額したのと、新型コロナウイルス対策として各種給付金の減額が過去最大となった昨年より大幅に減少したことが主な要因となっております。

各年度において、国庫補助事業等により増減はありますが、令和3年度においては、歳入及び歳出の減額割合はほぼ同じであります。実質収支額は1億3,763万5,353円、前年度1億3,146万5,233円の対前年度比617万120円増となっております。地方債の額が昨年より増加しており、厳しい財政事情となっております。今後の事務執行に当たっては、コロナ禍等による景気の動向に注意し、自主財源の確保に努め、限られた財源を効率的に活用し大きな効果が上げられますよう、各種事業を展開してください。

町税については約5,300万円の増収になっております。徴収率は97.8%。前年度97.2%と高い徴収率は維持できており、収納未済額も約1,660万円減少しております。ただし、滞納繰越分については前年度対比20.3%増加しておりますので、厳

正・的確な滞納処分を実施し、滞納額の圧縮に努力してください。

財政の弾力性及び硬直性を判断する経常収支比率は74.6%と、前年度より5.1ポイント改善されております。通常75%程度に収まることが妥当であり、80%を超える場合は財政構造が弾力性を欠いているとされております。本町の場合、望ましい数字となっており、今年度も、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染予防対策など多額の出費が予想されることから、業務の見直しや事務の合理化について検討を行うなどして経常支出を抑制し、引き続き、財政の健全化に職員一丸となって取組をお願いします。

国民健康保険特別会計の保険税の収入未済額は約6,100万円で、前年度より3.5ポイント、金額にして約220万円減少しております。滞納繰越分についても約290万円減少し良好な結果となっております。しかしながら、収入未済額のうち78.3%が滞納繰越分を占めておる割合で、町税と同様、厳正・的確な滞納処分により滞納額の圧縮を図るよう期待しております。

介護保険特別会計の保険料収納状況については、98.3%と高水準を維持できています。引き続き、徴収率向上に努力してください。今後も、財源を確保し制度の円滑な運営に努めていただきたい。

後期高齢者医療特別会計の保険料の収納状況については99.6%と、介護保険と同様に高水準を維持しています。今後、高齢化社会がますます進むことから、高齢者の健康維持に努め、医療費の抑制を望みます。

長原渡船運行特別会計の状況は良好な運営ができており、引き続き、渡船の安全運行に努めてください。

農業集落排水と公共下水道特別会計については、令和3年度より公営企業会計となっており、初年度は、移行事務に伴い会計処理が大変だと思われました。また、下水道事業については、近隣市町は、費用対効果を考慮し、計画区域の減少を打ち出しており、本町においても議論を深め、安定的な運営をできますよう取り組んでいただきたい。

水道特別会計の状況については、健全な企業経営ができており、水道料金の収納率も良好であることが認められます。水道は重要なライフラインであることから、水道施設の更新を計画的に進め、安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてください。

最後に、令和3年度同様、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染予防を重要課題として、安全対策に取り組むとともに、経済の活性化も必要であり、職員と町民

がお互いに協働しながら、この難局を乗り切って、住民福祉の増進を期待しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 日根代表監査委員の報告は終わりました。

ただいまの承認1件、議案9件につきましては、9月9日再開予定の本会議において総合的な質疑を受けた後、各常任委員会に付託したいと思います。また、認定7件につきましては、9月12日に開催予定の予算決算特別委員会に付託したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長【佐藤禎宏君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日9月8日の1日は、議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【佐藤禎宏君】 異議なしと認めます。

よって、明日9月8日の1日は休会と決定いたしました。

次回は、9月9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご審議ありがとうございました。

午前10時58分散会